

藤沢市市民センター条例の一部改正について
 藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
 藤沢市市民センター条例(昭和43年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表六会市民センターの項を次のように改める。

| | | | |
|----------|-------|------|------|
| 六会市民センター | 第1談話室 | 300 | 450 |
| | 第2談話室 | 300 | 450 |
| | 調理室 | 200 | 300 |
| | 和室 | 200 | 300 |
| | 音楽室 | 200 | 300 |
| | ホール | 1300 | 1950 |
| | 会議室 | 300 | 450 |
| | 小体育室 | 500 | 750 |
| | 体育室 | 1600 | 2400 |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、再整備した六会市民センターの供用を開始することに伴い、施設の使用料を改める必要による。